

# 育児休業制度について

## 1. 育児休業

対象者	<p>学習院と雇用関係にある者（以下「教職員等」という）。期間を定めて雇用される教職員等は、申出時点で、子が1歳6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し更新されないことが明らかでない場合、取得可能。 &lt;対象外&gt;</p> <p>①引き続き雇用された期間が1年に満たない教職員等</p> <p>②週の所定労働日数が2日以下の教職員等</p> <p>③申出の日から1年以内（1歳6か月又は2歳までの育児休業の場合は6か月以内）に雇用関係が終了することが明らかである教職員等</p>
期間	<p>原則、子が1歳に達する日（1歳の誕生日の前日）までの間の教職員等が希望する期間。なお、配偶者が育児休業をしている場合は、子が1歳2か月に達するまで出産日と産後休業期間と育児休業期間と出生時育児休業を合計して1年間以内の休業が可能（パパ・ママ育休プラス）。保育所等に入所できない等の理由がある場合は、最長子が2歳に達する日（2歳の誕生日の前日）まで延長可能。</p>
申出期限	原則休業の1か月前（1歳6か月又は2歳までの育児休業は2週間前）までに所定様式により人事部人事課へ申出
分割取得	分割して2回取得可能（1歳6か月又は2歳までの育児休業は別に取得可能）

## 2. 出生時育児休業（産後パパ育休）

対象者	<p>男性教職員等。なお、養子の場合等は女性も取得可能。期間を定めて雇用される教職員等は、申出時点で、出生後8週間を経過する日の翌日から起算して6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し更新されないことが明らかでない場合、取得可能。 &lt;対象外&gt;</p> <p>①引き続き雇用された期間が1年に満たない教職員等</p> <p>②週の所定労働日数が2日以下の教職員等</p> <p>③申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかである教職員等</p>
期間	子の出生後8週間以内に4週間までの間の教職員等が希望する期間
申出期限	原則休業の2週間前までに所定様式により人事部人事課へ申出
分割取得	分割して2回取得可能（まとめて申し出ることが必要）

**育児休業給付**（詳細は、<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135090.html> に掲載の育児休業のリーフレットをご覧ください。）

雇用保険の被保険者の教職員等は、育児休業開始日前2年間に賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12ヶ月以上ある場合に受給可能。

支給額（原則）：休業開始時賃金日額×支給日数×67%（育児休業の開始から6ヶ月経過後は50%）

**育児休業期間中の社会保険料の免除**

日本私立学校振興・共済事業団の掛金は、下記のいずれかの要件に該当する場合に、所定の様式により申請することで免除。

要件：①その月の末日が育児休業（出生時育児休業を含む、以下同じ）期間中である場合

②その月中に14日以上育児休業を取得した場合

③賞与に係る保険料については1か月を超える育児休業を取得した場合

